

6.4. 今後のモニタリングのあり方

6.4.1. 飲用自粛範囲の変遷

2003年6月6日の閣議了解以後、環境省は、茨城県、神栖市と連携しながら、DPAAによる地下水汚染のメカニズム解明調査を行う一方で、DPAAに汚染された地下水の飲用を未然に防止するため、「平成16年7月5日第4回国内における毒ガス弾等に関する総合調査検討会」の決議に基づき、地下水のモニタリングを行いつつ、飲用自粛範囲を設定し、その範囲内については井戸水等の飲用の自粛要請を行ってきた。

地下水のモニタリングの結果、ABトラックの南西地域において汚染の拡大が確認されたことから、これまで9回の飲用自粛範囲の見直しを行っている。

直近の見直しは、2012年3月16日であり、2013年11月現在、飲用自粛範囲はA地区、B地区そしてB地区の西側の常陸利根川に接する範囲となっている（図6.4.1）。

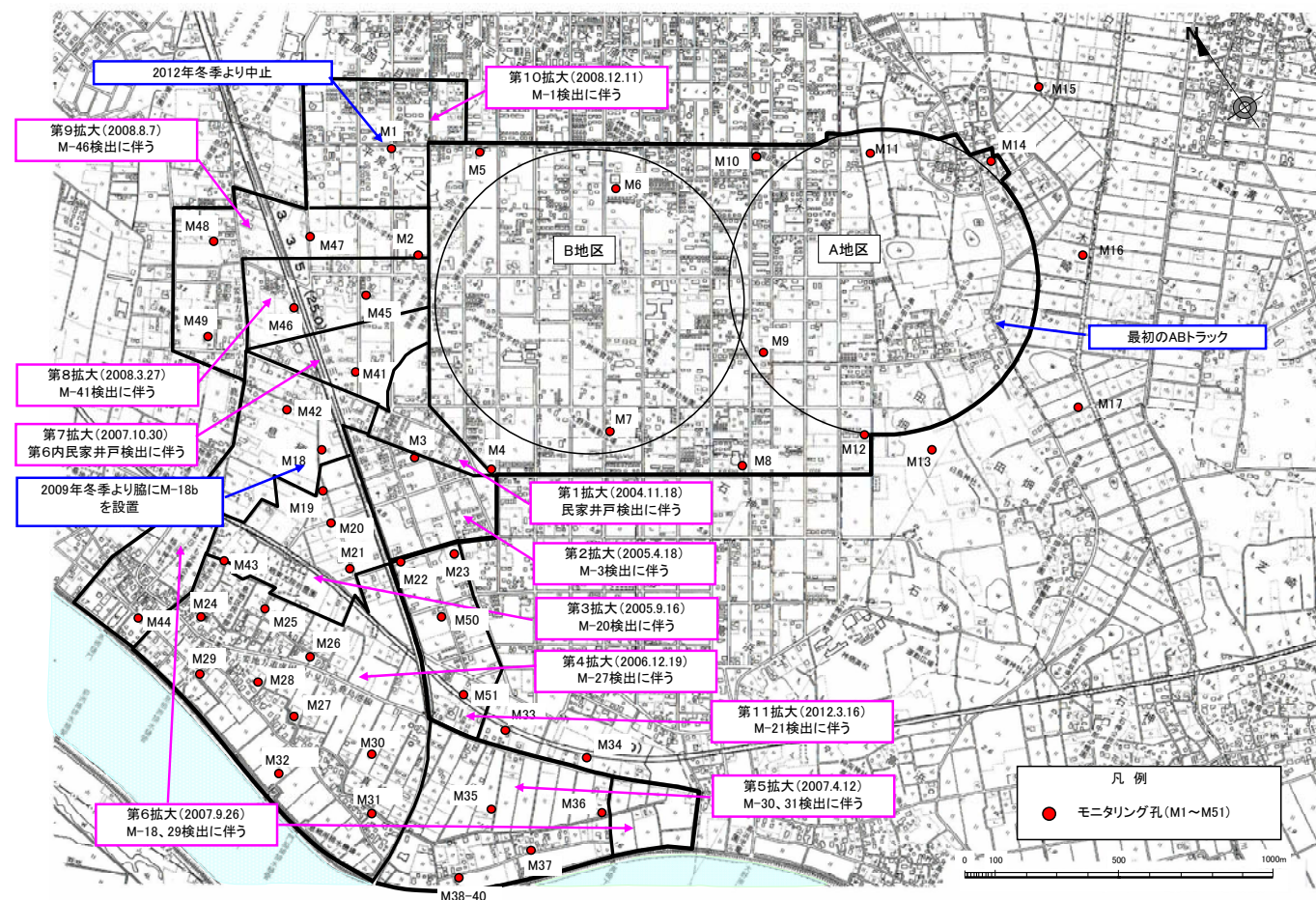


図 6.4.1 飲用自粛範囲の変遷

6.4.2. 今後のモニタリングのあり方

高濃度汚染対策終了後も、対策による濃度低減効果を確認し、神栖地区の地下水汚染状況を把握するための地下水モニタリングが必要である。地下水モニタリングは、これまでに地下水汚染が確認された地域全域を対象に、高濃度汚染対策が終了してから2年間の2013年度までは、対策実施中と同様に、年4回のDPAAモニタリングを実施するとともに、A地区については年12回の総ヒ素モニタリングを実施するものとする。

その後も、ABトラック内及びABトラック南西地域では、当分の間、地下水汚染が残存すると想定されることから、引き続き十分な地下水モニタリングを行うとともに、地下水汚染の状況を踏まえて地下水モニタリング及び飲用自粛要請範囲の見直しを適切に実施していく必要がある。具体的な検討は、地下水モニタリングによる汚染状況の推移を注視しつつ「国内における毒ガス弾等に関する総合調査検討会」において審議されるが、飲用自粛範囲と地下水モニタリングの変更は一体として検討すべきものであると考えられる。